

令和9年（2027）度 守口市認定こども園等入園(所)案内 【令和8年9月版】 (令和9年4月入園(所)利用申込み用)



令和9年4月入園（所）利用申込み受付期間

【保育所部分（2・3号）】

- ・ 1次申込み：令和8年10月19日（月）～10月30日（金）（※日曜日を除く。）
- ・ 2次申込み：令和9年2月1日（月）～2月6日（土）
平日 9：00～17：30 土曜日 10：00～12：00

【幼稚園部分（1号）】

令和8年10月1日（木）～

（※受付期間は施設によって異なります。詳細は、各施設にお問い合わせください。）

○令和9年（2027年）度の年齢別クラスについて

認定区分	年齢	生年月日
1号 2号	5歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日生
	4歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日生
	3歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日生
3号	2歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日生
	1歳児	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日生
	0歳児	令和8年（2026年）4月2日生～

～もくじ～

1) 認定区分と利用できる施設について	P. 2
2) 申込書類の配布場所及び申込み先について	P. 3
3) 施設ごとの利用（入園（所））決定方法の違いについて	P. 4
4) 1号認定（教育給付認定）を希望される方	P. 5
5) 2号認定・3号認定（保育給付認定）を希望される方	P. 6
6) 利用調整（入園（所）選考）のスケジュール及び注意点	P. 7
7) 保育を必要とする事由、認定の有効期間及び認定事由の更新について	P. 8
8) 保育の必要量	P. 9
9) 認定の有効期間についての注意事項	P. 10
10) 入園（所）申込みについて	P. 11～14
11) 利用調整（入園（所）選考）について（1号認定を除く）	P. 15
12) 転園（所）申請について	P. 16～17
13) 地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）について	P. 18～19
(1) 連携施設の確保について	
(2) 「卒園後の受け皿」連携枠を活用した優先利用枠にかかる利用調整について	
14) 他市区町村の施設利用希望者及び市外在住者の利用申込み（広域利用）について	P. 20～21
15) 利用開始後の手続きについて	P. 22
16) 「幼児教育・保育の無償化」について	P. 23
17) 預かり保育にかかる利用料の無償化について（新2号・新3号認定）	P. 23～24
18) 給食費の補助について	P. 25
19) 医療的ケア児受入支援事業について	P. 26
20) 市立認定こども園（にじいろ認定こども園）の民間移管について	P. 26
利用調整基準表（守口市保育所等の利用調整に関する要綱から抜粋）	P. 27～28



1) 認定区分と利用できる施設について

認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）及び幼稚園のいずれかの利用を希望する保護者は、利用のために必要な認定を受ける必要があります。認定とは、守口市が、「当該児童は、「家庭での保育が困難であるため保育の給付」（又は「教育の給付」）が必要である」と認めることです。認定には以下の3種類があります。

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定 (幼稚園部分)	満3歳～5歳児で <u>教育の給付</u> が必要な子ども	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園（新制度移行施設）
2号認定 (保育所部分)	満3歳～5歳児で <u>保育の給付</u> が必要な子ども (<u>保護者に就労等の「保育を必要とする事由」が必要で</u> <u>す。</u>)	認定こども園（保育所部分） 保育所
3号認定 (保育所部分)	0歳児～満3歳未満で <u>保育の給付</u> が必要な子ども (<u>保護者に就労等の「保育を必要とする事由」が必要で</u> <u>す。</u>)	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)

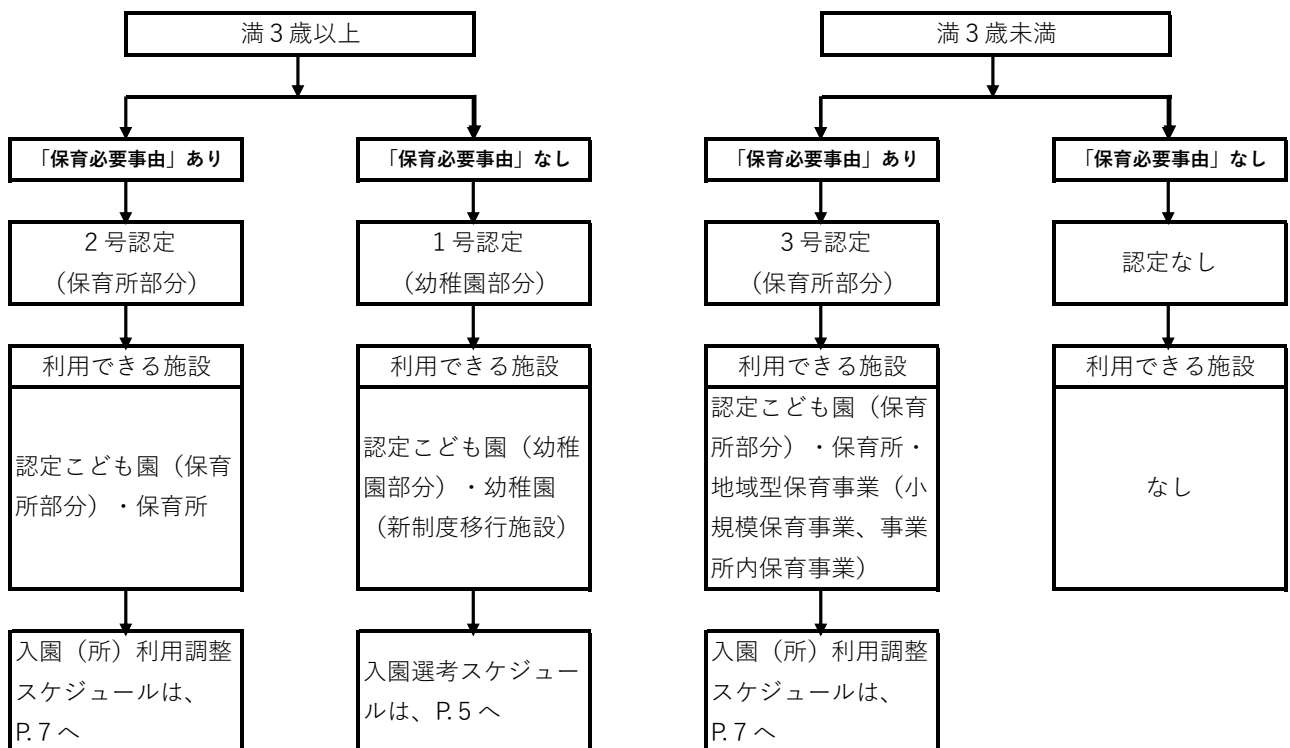
※1号認定については、認定＝入園決定です。

※2・3号認定については、認定＝入園（所）ではありません。

※施設によっては、0歳児の受入れを行っていない場合があります。詳しくは、「令和9年（2027年）度守口市認定こども園等施設一覧表【令和8年9月版】」をご確認いただくか、各施設に直接お問い合わせください。

※2・3号認定で施設を利用するには、保護者に就労等の「保育を必要とする事由」が必要です。詳しくは、P.8をご確認ください。

○認定区分・利用可能施設確認表



2) 申込書類の配布場所及び申込み先について

認定区分ごとの申込書類の配布場所及び申込み先は以下のとおりです。

認定区分		申込書類の配布場所（※1、2、3）	申込み先
2号認定 3号認定 (保育所部分)		市ホームページ、市こども施設課、市立認定こども園、市立児童発達支援センター、各コミュニティセンター、大日サービスコーナー、私立保育所、私立認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、市立図書館、市民保健センター	守口市役所 3 階北エリアこども施設課 (※4)
1号認定 (幼稚園部分) (※5)	公立園 ご希望 の場合	市ホームページ、市こども施設課、市立認定こども園、市立児童発達支援センター、各コミュニティセンター、大日サービスコーナー、市立図書館、市民保健センター	・守口市役所3階北エリアこども施設課 ・市立認定こども園
	私立園 ご希望 の場合	各私立園	・私立認定こども園 ・幼稚園(新制度移行施設)

(※1) 申込書類の配布場所は市内の施設のみです。

(※2) 令和8年9月上旬に配布予定です。

(※3) 上記申込書類の配布場所には認定区分ごとに下記の申込書類があります。

(※4) 守口市役所 3 階北エリアこども施設課窓口のほか、郵送でも受付可 (申込締切日の当日消印有効)。
郵送先については、P.11 に掲載しています。

【申込書類】

○2号認定・3号認定

- ・令和9年(2027年)度子どものための教育・保育給付 保育認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書
- ・「就労証明書」又は「保育必要事由申告書」 ※父母それぞれで提出が必要です。
- ・児童の問診票

※利用申込みを行うには、「保育を必要とする事由(P.8をご参照ください。)」が必要です。「保育を必要とする事由」によって、上記書類以外に必要な書類があるため、詳しくは、利用申込書に記載しております「提出書類確認表(保護者用)」をご確認ください。

○1号認定(市立認定こども園(幼稚園部分))

- ・令和9年(2027年)度子どものための教育・保育給付 教育時間認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書
- ・児童の問診票

○1号認定(私立認定こども園(幼稚園部分))

- ・令和9年(2027年)度子どものための教育・保育給付 教育時間認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書

※上記書類以外に必要な書類等がある場合があります。詳しくは各施設に直接ご確認ください。

3) 施設ごとの利用（入園（所））決定方法の違いについて

認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）及び幼稚園等、施設の種類ごとに利用申込み方法や利用（入園（所））決定方法が異なります。

○認定こども園（保育所部分）、保育所及び地域型保育事業の場合

保護者からの利用申込みは、全て市こども施設課で受付を行います。受付後、守口市が作成した利用調整基準表に基づき、利用調整を実施します（保育の必要性の高い方から順に施設の利用についての調整を行います）。利用調整の結果に基づき、市こども施設課から保護者に対して施設の入園（所）内定通知を行います。市こども施設課からの入園（所）内定通知だけでは入園（所）決定とはなりません。その後、保護者と入園（所）内定施設との間で契約を行っていただくことで、入園（所）決定となります（市こども施設課からの内定通知があっても、保護者と施設との間で契約が不成立の場合は、入園（所）することはできません）。

○認定こども園（幼稚園部分）及び幼稚園の場合

保護者からの利用申込みの受付は各施設において行われます。利用希望者が多数の場合は各施設が利用調整等を実施のうえ、入園の可否が判断されます。

認定こども園（幼稚園部分）及び幼稚園についての利用申込み等については各施設に直接お問い合わせください。

○施設の種類ごとの利用調整実施の有無及び入園（所）についての契約先

施設の種別		利用調整の 実施の有無	入園（所）に ついての契約先
市立認定こども園	保育所部分	○	守口市 ※
	幼稚園部分	×	守口市 ※
私立認定こども園	保育所部分	○	各施設
	幼稚園部分	×	各施設
私立保育所		○	各施設
小規模保育事業		○	各施設
事業所内保育事業		○	各施設
幼稚園（新制度移行施設）		×	各施設

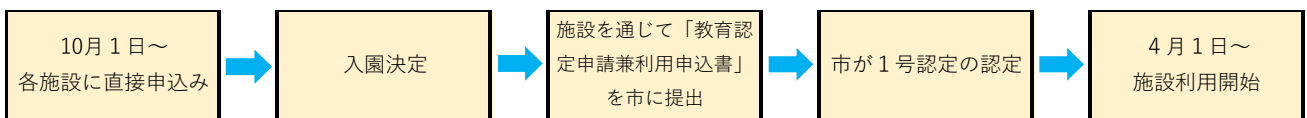
※市立認定こども園における「入園についての契約先」は市立認定こども園の運営主体である守口市です。

4) 1号認定（教育給付認定）を希望される方

認定こども園（幼稚園部分）又は幼稚園（新制度移行施設）の利用を希望される場合は、各施設に直接お申し込みください。あわせて、各施設を経由して、市こども施設課に対し、「令和9年（2027年）度子どものための教育・保育給付 教育時間認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書（下記図では「教育認定申請兼利用申込書」という。）」の提出が必要です。提出書類を確認後、市こども施設課にて保護者に対して1号認定の認定を行います。利用までの流れは以下のとおりです。

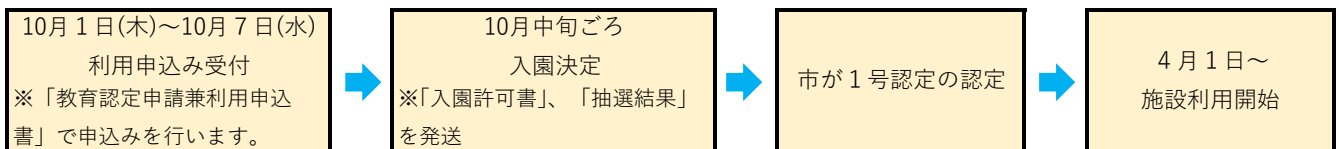
なお、私立認定こども園（幼稚園部分）や新制度に移行していない幼稚園の利用申込み受付期間や申込み方法等の詳細については、各施設に直接お問い合わせください。

○申込みから利用開始までの流れ（1号認定の場合）



○市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の利用申込みについて

市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）については、令和8年10月1日（木）から10月7日（水）の間に、令和9年（2027年）度4月1日入園希望者の申込み受付を行います。募集人数などの詳細については、市こども施設課にお問い合わせください。



※利用申込みが募集人数を上回る場合には抽選（公開）を行います。

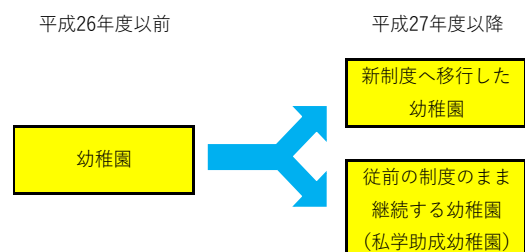
※利用申込みの受付は、市こども施設課窓口（9時～17時30分）のほか、市立あおぞら認定こども園（9時～17時15分）でも受付を行っています。（郵送での受付は行っていません）。

※土曜日は、市立あおぞら認定こども園のみ受付可能。日曜日は受付を行っていません。

※申込みに子どもの同伴は不要です。

【参考】幼稚園の種類について

幼稚園については、平成27年度以降、新制度に移行した幼稚園と新制度に移行せず従前の制度のまま継続する幼稚園（私学助成幼稚園）に分かれます。



5) 2号認定・3号認定（保育給付認定）を希望される方

保護者の就労又は疾病、その他の事由によって、家庭において必要な保育を行うことが困難な場合に、教育・保育施設等の保育所部分（2・3号認定）の申込みを行うことができます。

（申込みに当たっては、P.8の「保育を必要とする事由」を必ずご確認ください。）

『集団生活を経験させたい』、『幼児教育の場として利用したい』という理由だけでは、保育所部分（2・3号認定）の申込みを行うことはできません。

上記等の理由で教育・保育施設等の利用を希望される場合は、幼稚園又は認定こども園の幼稚園部分（1号認定）をご利用ください。

○認定こども園の保育所部分（2号・3号認定）の利用申込みについて

保育所部分（2・3号認定）については、保護者の就労又は疾病、その他の事由によって、家庭において必要な保育を行うことが困難な場合に利用することができます。つまり、「保育を必要とする事由」を失った場合は、退園（所）していただくこととなります。

この場合、幼稚園部分（1号認定）の定員を設けている「認定こども園」の2号認定子ども（3歳児以上）のみ、施設の定員に空きがある場合は、1号認定子どもとして継続して通園（所）することができます。

「認定こども園（3号認定）」、「保育所（2・3号認定）」、「地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）（3号認定）」については、「保育を必要とする事由」を失った場合、継続して通園（所）することはできませんので、ご理解いただいたうえで、申込みを行ってください。

＜利用申込み受付期間＞

・ 1次申込み：令和8年10月19日（月）～10月30日（金）

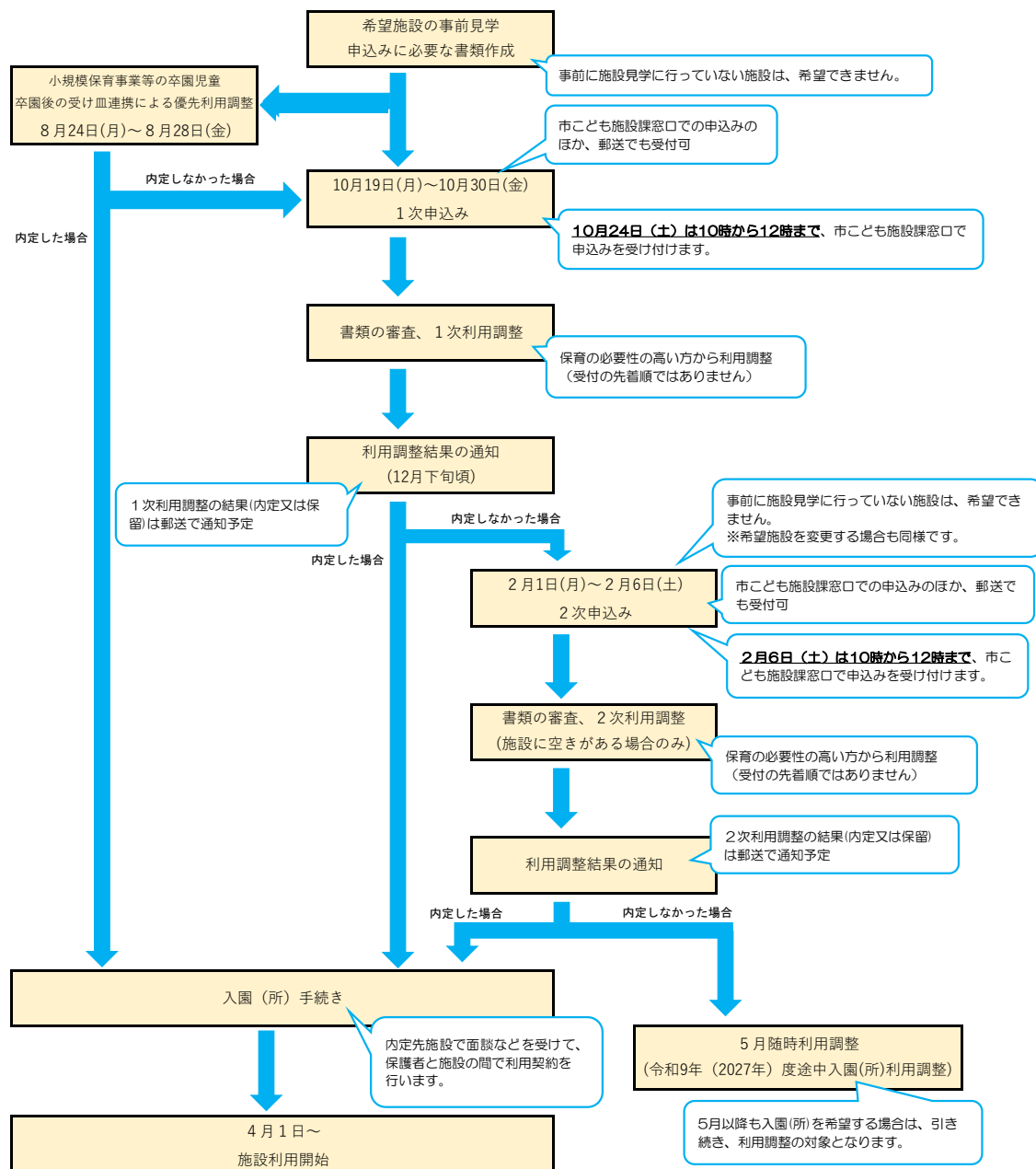
・ 2次申込み：令和9年2月1日（月）～2月6日（土）

※平日9：00～17：30、土曜日10：00～12：00まで受付（日曜日は除く）

※市こども施設課窓口での申込みのほか、郵送での申込みも可能

6) 利用調整（入園（所）選考）のスケジュール及び注意点

○申込みから利用開始までの流れ（2・3号認定の場合）



※新規申込み（小規模卒園児を含む）の場合、1次申込みで内定しなかった方は全員が2次利用調整の対象となりますので、改めての申込みは不要です。

※当初の申込み内容から希望施設等を変更する場合、各申込み期間内に希望施設の変更にかかる手続き等を行ってください（申込み期間を過ぎると、受付できません）。

7) 保育を必要とする事由、認定の有効期間及び認定事由の更新について

保育を希望する保護者（2号・3号認定を希望する保護者の方）は、以下のいずれかの保育を必要とする事由に当てはまることが条件となります。

保育を必要とする事由によって、認定の有効期間が異なります。

保育を必要とする事由	認定の有効期間【最長の場合】	備考
就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働等、基本的にすべての就労を含む） 注）月 64 時間以上就労	0～2 歳児：満 3 歳の誕生日の前々日まで 3～5 歳児：小学校就学前まで	
就労（育児休業中で復職）	入園（所）後 2 か月（入園（所）日から 1 か月以内（当月中）に復職し、入園（所）月の翌月 20 日までに復職証明書を提出すること。提出がない場合には、退園（所）となります。）	認定事由の更新は原則、「就労」への更新のみ可能
就労（内定）	入園（所）後 2 か月（入園（所）日から 1 か月以内（当月中）に内定先へ就労し、入園（所）月の翌月 20 日までに就労証明書を提出すること。提出がない場合には、退園（所）となります。）	認定事由の更新は原則、「内定先への就労」への更新のみ可能
妊娠・出産	出産予定日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日	
保護者の疾病、障がい	0～2 歳児：満 3 歳の誕生日の前々日まで 3～5 歳児：小学校就学前まで （入院の場合は退院日が属する月の末日）	診断書提出の場合は、「家庭での保育が困難」な旨の記載が必要
同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護 ※	0～2 歳児：満 3 歳の誕生日の前々日まで 3～5 歳児：小学校就学前まで	
求職活動（起業準備を含む）	認定から 90 日を経過する日が属する月の末日	認定事由の更新は、原則、「就労」への更新のみ可能
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日	
その他（災害復旧、虐待、DV 等）	事由等による	
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業終了日の属する月の末日	認定事由の更新は原則、「就労」への更新のみ可能

※同居には、住民票上同一でなくても住まいが隣接している場合（同一集合住宅内に居住している場合及び住居が隣接ないし対側（向かい合わせ））を含みます。

8) 保育の必要量

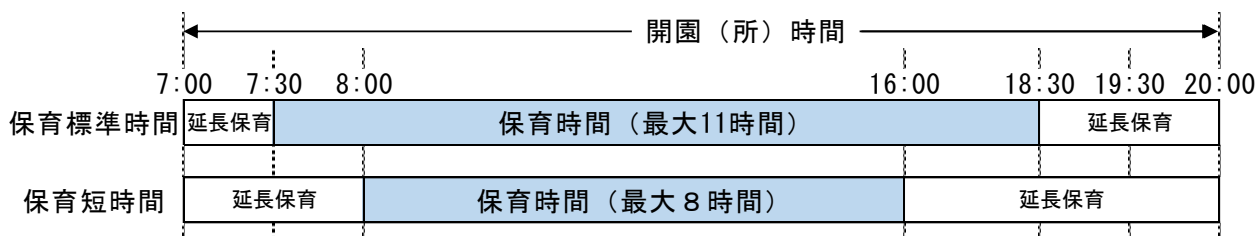
保育を必要とする事由により、認められる保育必要量が異なります。

- ・ 標準時間の場合・・・利用時間は最長 11 時間
- ・ 短時間の場合・・・利用時間は最長 8 時間

保育を必要とする事由	標準時間と短時間の区別
就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働等、基本的にすべての就労を含む） ※月 64 時間以上就労	標準時間：1 か月に 120 時間以上の就労 短時間：1 か月に 64～120 時間未満の就労
妊娠・出産	標準時間
保護者の疾病、障がい	標準時間
同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護	標準時間
求職活動（起業準備を含む）	短時間
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	標準時間：1 か月に 120 時間以上の就学 短時間：1 か月に 64～120 時間未満の就学
その他（災害復旧、虐待、DV等）	事由等による
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	短時間

※標準時間（11 時間）・短時間（8 時間）は、認定こども園等の開園（所）時間の範囲内で延長保育料金等を支払うことなく預けられる最長の時間ですが、必ず 11 時間（8 時間）預けられるとは限りません。具体的な保育時間は、施設が認定区分や保護者の状況等を考慮して決定します。常に利用できる時間ではありませんのでご注意ください。

【利用時間のイメージ】 ※具体的な時間設定は施設によって異なります。



9) 認定の有効期間についての注意事項

- (1) 保育給付認定の有効期間は、2号認定は最長で小学校就学前まで、3号認定は最長で満3歳の誕生日の前々日までですが、保護者の状況や保育を必要とする事由等によって保育給付認定の有効期間は異なります。

保育給付認定の有効期間が終了するまでに新たな保育を必要とする事由への更新手続きが行われない場合（当初の保育を必要とする事由によっては、更新できない場合があります。）は、当初の保育給付認定は取消しとなり、引き続き保育施設等を利用することはできません。

- (2) 保育給付認定（2・3号認定）を受けており保育を必要とする事由がなくなった場合、保育給付認定は取消しとなります。保育給付認定が取り消されると、保育施設等を利用することはできません。

ただし、幼稚園部分（1号認定）の定員を設けている「認定こども園」の2号認定子ども（3歳児以上）のみ、施設の定員に空きがある場合は、1号認定子どもとして継続して通園（所）することができます。

「認定こども園（3号認定）」、「保育所（2・3号認定）」、「地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）（3号認定）」については、「保育を必要とする事由」を失った場合、継続して通園（所）することはできません。

- (3) 保育を必要とする事由又は保育必要量が変更となった場合（例：求職活動をしていたが、就労先が決まった（保育を必要とする事由が「求職活動」から「就労」に変更となった）場合、1か月に64時間以上120時間未満の「就労」を行っていたが、1か月に120時間以上の「就労」となった（保育必要量が「短時間」から「標準時間」に変更となった）場合等）には、必ず市こども施設課での認定の変更に伴う手続きが必要です。変更に伴う手続きを行わない場合や虚偽の申請が判明した場合には、保育給付認定を取り消す場合があります。詳細はP.22をご確認ください。

- (4) 3号認定を受けていた子どもが満3歳になった場合は、自動的に2号認定に切り替わりますが、当該年度中は2歳児クラスのままです。また、地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）に通園（所）している子どもが満3歳になった場合についても、当該年度中は2歳児クラスに引き続き通園（所）することができます。



10) 入園（所）申込みについて

○申込みに当たっての注意事項

項 目	内 容
提出方法について	利用申込みは、市こども施設課窓口で受付を行っているほか、郵送でも受け付けています（<u>申込締切日の当日消印有効</u>）。また、窓口での受付の際に必ずしもお子さまを連れてきていただく必要はございません。ただし、提出のあった申込書類の記載内容等によっては、後日、お子さまの様子等を確認するため市こども施設課から連絡することがあります。 <u>郵送で提出する場合は、保護者の本人確認書類の写し等をあわせてご提出ください。</u> 【郵 送 先】〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市こども部こども施設課
受入れ枠について	令和9年（2027年）度入園（所）にかかる各施設の受入れ枠については、市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください（随時更新される可能性があります）。
施設見学について	<u>事前に施設見学に行っていない施設は、希望できません。</u>施設により、教育・保育方針や取組み、開園（所）時間、保育時間、保育料以外の実費徴収費用等が異なります。利用申込みを行う前に、希望される施設を実際に見学するとともに、施設の情報等を確認してください。なお、施設見学の実施方法は、各施設に直接お問い合わせください。
希望施設の記載について	希望施設は第1～4希望まで記載いただけますが、利用調整は、守口市が作成した利用調整基準表に基づき、点数の高い方から希望施設の高い順に決定していくため、第1～4希望のいずれの施設に決まるか分かりません。利用を希望しない施設を記載し、その施設に決定し辞退されますと、当該施設を希望していた他の保護者が入園（所）できない状況が発生することから <u>利用を希望しない施設については、記載しないようお願い</u> します。
その他	<u>提出書類が全て整っていない（提出書類に不備等がある）場合は、利用申込みを行うことができません。</u> また、申込期間内に受付を行い、利用調整を行いますので、 <u>受付の先着順で入園（所）が決定するものではありません。</u>

○保育を必要とする事由ごとの取り扱いについて

保育を必要とする事由	取り扱い内容の詳細
就 労 （内定）	保育を必要とする事由を、「就労（内定）」として、申し込まれる方は、申込書類とあわせて「就労申立書兼誓約書」（市様式）を記入し提出してください。また、<u>入園（所）日から1か月以内（当月中）に内定先への就労を開始し、就労開始後、入園（所）月の翌月20日までに就労証明書（市様式）を市こども施設課へ提出してください。</u><u>就労状況が確認できない場合は、保育給付の支給認定を取り消します（その場合、原則、退園（所）となります）。</u>
求職活動	「求職活動」を行うために、保育所部分（2・3号認定）を利用することはできますが、その場合、必ず<u>入園（所）から「90日以内」に就労（月64時間以上）する必要がある。</u><u>90日以内に就労できない場合や就労の確認ができない場合は、退園（所）となります。</u>

保育を必要とする事由	取り扱い内容の詳細
育児休業	① 育児休業取得中の新規利用申込みについて
	現在、保護者が育児休業を取得している場合は、教育・保育施設等の保育所部分（２・３号認定）の利用申込みをすることはできません。ただし、保育施設等に入園（所）できれば育児休業からの復職を希望される場合については、利用希望日時点において保育の必要性があるものとし、利用申込みを行うことができます。 利用申込みを行う際には、「就労申立書兼誓約書」（市様式）を記入のうえ、申込書類とあわせて提出してください。 <u>入園（所）日から１か月以内（当月中）に復職し、復職後入園（所）月の翌月 20 日までに「復職証明書」（市様式）を市こども施設課へ提出してください。復職が遅延する場合や復職証明書の提出がない等により復職の確認ができない場合は、保育給付の支給認定を取り消します（その場合、原則、退園（所）となります）。</u>
	② 育児休業の延長を許容できる場合の取り扱いについて
	育児休業を取得している保護者が、育児休業からの復職を希望するために当該育児休業対象の子どもの利用申込みを行う際、申込書に「私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません（本事項に該当しなくなった場合は速やかに申し立てます）。」にチェックを付けた方については、<u>利用調整においては利用調整基準表における点数に関わらず、他の利用希望者よりも後の順位として利用調整を行います。</u> なお、<u>利用申込み内容については、令和 9 年度中の随時入園（所）利用調整に引き継がれることから、随時入園（所）における利用調整の際も、利用調整基準表における点数に関わらず、他の利用希望者よりも後の順位として利用調整を行います。</u>家庭の状況等の変化により<u>当初の利用申込み内容の変更を希望される方は、希望施設等変更申請書で変更手続きを行ってください。</u>
	③ 育児休業取得中の保育施設等の継続利用について
	保護者の育児休業期間中は、基本的には、子どもを保育することができないとは認められません。ただし、子どもが現在保育施設等を利用中であって、子どもの環境の変化等に配慮して引き続き当該保育施設等を利用する必要があると認められるときは、引き続き同じ保育施設等に通園（所）することができます。
	④ 育児休業取得中の他園への転園（所）について
	保育を必要とする事由が育児休業である場合は、上記「③育児休業取得中の保育施設等の継続利用について」のとおり、子どもの環境の変化等に配慮して行うものであり、育児休業期間中に新たに他の保育施設等に転園（所）することはできません。転園（所）を希望される場合は、育児休業から復職することを前提に利用申込みを行ってください。
	⑤ 地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）の卒園児童について
	育児休業を取得している保護者の子どもが、2 歳児までの定員設定である地域型保育事業等を卒園予定で、卒園予定日の属する年度の翌年度以降も他の保育施設等の利用を希望する場合は、育児休業中であっても復職時における就労証明書等を提出することにより、利用申込みをすることができます。

○1号認定から2号認定への変更について

1号認定から2号認定への変更については、新規で保育施設等の利用を希望する場合と同様の手続きが必要となります。また、利用調整については、他の入園（所）利用申込みをされた児童（現在保育施設等を利用できていない児童を含む）と一緒に利用調整を行います。利用調整基準表に基づき利用調整を行うため、利用調整の結果、2号認定としての入園（所）内定が出ない（入園（所）保留となる）可能性があります。

○令和8年（2026年）度入園（所）の申込みを行っている児童について

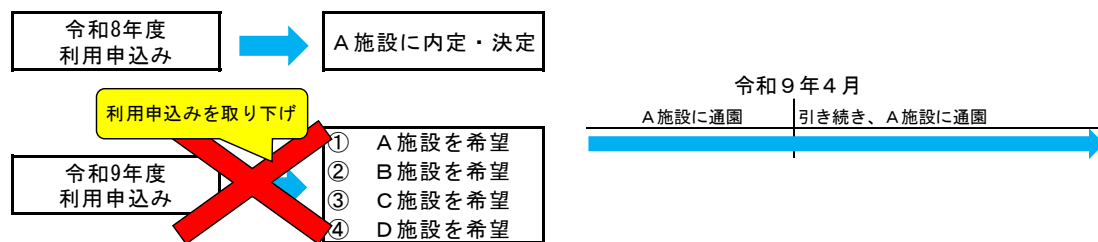
入園（所）利用申込みについては、年度単位（4月から翌3月まで）で申込みを受け付けています。現在、令和8年度の利用申込みを行い、入園（所）保留となっている方についても、令和9年4月から入園（所）を希望される場合には、必ず申込期間内に新たに利用申込みを行っていただく必要があります。

令和9年4月からの利用申込みを行っていない場合、令和9年度の入園（所）は希望されないものとして取り扱いますので、ご注意ください。

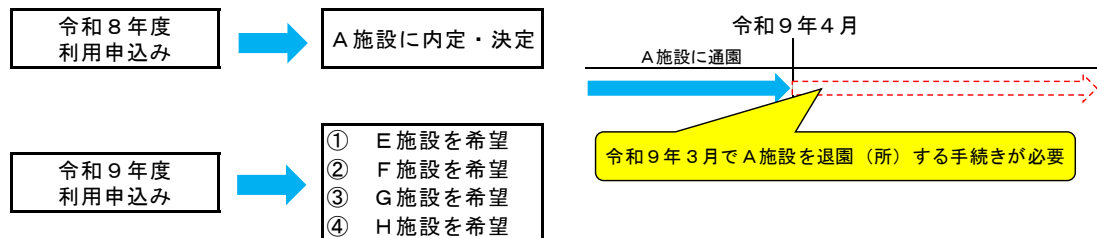
なお、令和9年度入園（所）利用申込みを行った方のうち、令和8年度入園（所）利用申込みも行っており、令和8年度内での途中入園（所）が決定した方については、原則、令和9年度入園（所）利用申込みを取り下げいただく必要があります。ただし、令和8年度内に途中入園（所）した施設を年度末に退園（所）する場合については、引き続き令和9年度入園（所）利用申込みを継続することができます。詳細については、下記をご覧ください。

① 令和8年度に途中入園（所）した施設を、令和9年度も継続して利用する場合

令和9年度の利用申込みの取下げが必要です。令和8年度の入園（所）決定後、直ちに「入園（所）内定辞退・申請取下げ届」に記入のうえ、市こども施設課に提出してください。



② 令和8年度に途中入園（所）した施設を年度末に退園（所）し、令和9年度の申込みを継続する場合
通園（所）施設を令和8年度末に退園（所）する手続きを行う必要があります。「子どものための教育・保育給付認定（変更・取消）申請（届出）書」に記入のうえ、市こども施設課に提出してください。



※令和9年度の利用申込みを取り下げず、入園（所）内定した施設とは別の施設を希望し続ける場合にも途中入園（所）した施設を令和8年度末で退園（所）することに同意していただく必要があります。

※今年度通園（所）する施設が小規模保育事業又は事業所内保育事業の場合は、1次申込みにおける利用調整については退園（所）手続きは不要ですが、2次申込みにおける利用調整を希望する場合には退園（所）手続きが必要です。

※令和9年度入園(所)利用申込みの結果、必ずしも希望施設へ内定・決定するものではありません。

○市町村民税の申告について

令和8年1月1日時点で守口市に住民登録がない方については、守口市に課税台帳がありませんので、課税情報を確認するために「個人番号記載用紙」（市様式）を提出していただく必要があります。なお、それ以外の方についても、利用者負担額等の算定基準（3歳児以上の副食費にかかる費用負担の免除対象者の確認、0～2歳児については国無償化制度の対象者の確認等）は、市民税であることから所得税・市民税等の申告をされていない方については、必ず申告をしていただく必要があります。



11) 利用調整（入園（所）選考）について（1号認定を除く）

- (1) 申請された「令和9年（2027年）度子どものための教育・保育給付 保育認定申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書」に記載のある希望施設から利用調整を行います。
- (2) 利用調整については、利用調整基準表に基づき、点数の高い方から順に入園（所）を決定します。
- (3) 同点で、施設の受入可能枠を超える場合は、利用調整基準表下部の同点順位表に基づき、入園（所）を決定します。

認定こども園等の利用調整は、ご提出いただいた書類に基づき行っています。第三者へ申込みを相談・依頼することによって、利用調整が有利になることは一切ありません。

○保育士等の優先的な利用調整について

保育の担い手確保の一環として、ひとりでも多くの方に保育士等として市内で勤務していただけるよう、市内の保育施設等で勤務する保育士等の子どもについては、優先的に利用調整を行います（就労時間によっては優先利用の対象とならない場合があります）。

ただし、希望の保育施設等に空きがないことや空きがあっても新規受入可能枠数以上に保育士等の方から利用申込みがあった場合等、必ずしも保育施設等の利用が保証されるものではありません。

優先的な利用調整の対象となるには下記の全ての条件を満たす必要があります。

〔優先的な利用調整の対象となる条件〕

条件 1	市内の保育施設等（認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業。認可外保育施設は除く。）で勤務又は勤務予定の者。
条件 2	保育士、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、又は特定理学療法士等としての資格又は免許等を有しており保育業務に従事している。 ※特定理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員その他国の定める要件に該当する者をいいます。 ※幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の場合は、事業所内保育事業（小規模型）で勤務する場合を除く。
条件 3	保育業務に月 120 時間以上、従事している又は従事予定である（保育業務に月 64 時間以上月 120 時間未満で従事している又は従事予定である場合は優先利用の対象にはなりませんが、加点の対象となります）。 ※ <u>優先利用申込書の提出が無い場合は、優先利用の対象となりません</u> （保育業務に月 64 時間以上月 120 時間未満で従事している又は従事予定である方も加点の対象となるためには優先利用申込書の提出が必要です）。

○里親委託が行われている場合について

里親委託が行われている場合については、保育の必要性に応じて、優先的に利用調整を行います。対象となるためには、里親委託が行われていることが確認できる書類を申込書類に添付してください。

12) 転園（所）申請について

現在、保育施設等を利用している場合は、原則として転園（所）できません。転園（所）を希望される場合は、現在利用している施設の退園（所）手続きを行ったうえ、改めて新規利用申込みを行っていただく必要があります。

ただし、次の場合については、利用している施設に在籍したまま転園（所）申請を行うことができます。

【地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）を利用している場合】

（１）利用申込みについて

転園（所）を希望する保護者の方は、１次申込み期間中に利用申込みを行ってください。なお、転園（所）申請における利用調整については１次申込みのみを対象とします。２次申込みにおいても転園（所）申請における利用調整を希望する場合は、現在通園（所）する施設の退園（所）手続きを行っていただく必要があります。

（２）希望施設の記載について

新規利用申込みと同様に転園（所）を希望する施設を記入してください。最大第４希望まで記載が可能です。

なお、希望施設への事前見学等についても、原則必要です。施設見学の詳細については希望する施設にご確認ください。

（３）利用調整及び結果の通知について

利用調整は、守口市が作成した利用調整基準表に基づき他の新規利用申込み者と一緒に実施します。利用調整は１次申込みのみ実施し、原則２次申込みは実施しません。なお、申請いただいた内容は、保護者からの取り下げがなされない限り、翌年度中の随時入園（所）利用申込みにおける随時利用調整に引き継がれます。

【きょうだいで同一園への通園（所）を希望する場合】

現在、きょうだいが別々の施設に通園（所）しており、きょうだいが通園（所）するいずれかの施設への転園（所）を希望する場合に限り、施設利用中の児童の転園（所）申請を受け付けています。

（１）利用申込みについて

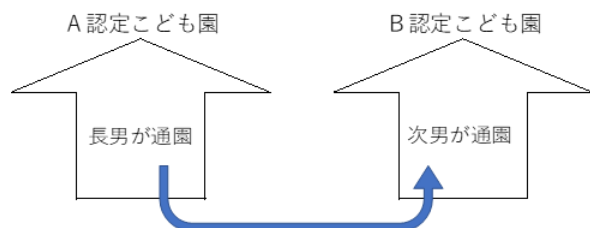
転園（所）を希望する保護者は、１次申込み期間中に利用申込みを行ってください。なお、転園（所）申請における利用調整については１次申込みのみを対象とします。２次申込みにおいても転園（所）申請における利用調整を希望する場合は、現在通園（所）する施設の退園（所）手続きを行っていただく必要があります。

（２）希望施設の記載について

利用申込書類の希望施設を記入する欄には、きょうだいで同一園への通園（所）を希望する施設名のみを第１希望の欄に記入してください。

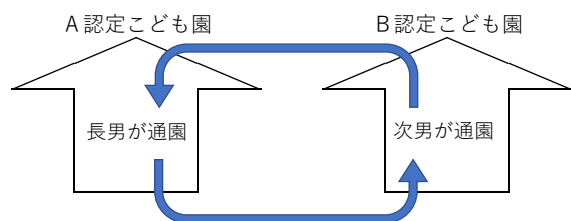
なお、希望施設への事前見学等についても、原則必要です。施設見学の詳細については希望する施設にご確認ください。

（例）長男を次男が通園する「B 認定こども園」に一緒に通園させたい場合



- ・長男の転園申請の利用申込み
- ・第１希望欄に「B 認定こども園」のみを記載

（例）「A 認定こども園」又は「B 認定こども園」のいずれかの施設に一緒に通園させたい場合



- ・長男の転園申請の利用申込み
- ・第１希望欄に「B 認定こども園」のみを記載
- ・次男の転園申請の利用申込み
- ・第１希望欄に「A 認定こども園」のみを記載

（３）利用調整及び結果の通知について

利用調整は、守口市が作成した利用調整基準表に基づき他の新規利用申込み児童と一緒に実施します。

利用調整は１次申込みのみ実施し、原則２次申込みは実施しません。なお、申込みいただいた内容は、保護者からの取り下げがなされない限り、翌年度中の随時入園（所）利用申込みにおける随時利用調整に引き継がれます。



13) 地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）について

（１）連携施設の確保について

地域型保育事業(小規模保育事業や事業所内保育事業等)については、施設を利用する児童に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、その施設による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、下記に掲げる連携協力を行う保育所、幼稚園、又は認定こども園等を適切に確保する必要があります。各施設における連携協力施設の締結状況については「令和9年（2027年）度守口市認定こども園等施設一覧表【令和8年9月版】」にも掲載しているほか、最新の状況は市ホームページにも掲載していますのでご確認ください。

① 保育内容の支援

利用乳幼児に集団保育体験をさせるための機会を設定、保育の適切な提供に必要な事業所に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

② 代替保育の提供

必要に応じて、代替保育（事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該事業所に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

③ 卒園後の受け皿の設定

当該事業所により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、利用乳幼児にかかる保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設に受入れて教育又は保育を提供すること。

※詳しくは、下記「（２）「卒園後の受け皿」連携枠を活用した優先利用枠にかかる利用調整について」をご参照ください。

（２）「卒園後の受け皿」連携枠を活用した優先利用枠にかかる利用調整について

「卒園後の受け皿」連携枠を活用した優先利用枠にかかる利用調整とは、令和9年4月入園（所）に向けた一斉入園（所）利用申込み（1次申込みは10月下旬、2次申込みは2月上旬に実施）とは別に、「卒園後の受け皿」連携枠を締結している地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）ごとに優先的に利用調整を受けることができるものです。なお、「卒園後の受け皿」連携枠の利用調整を希望するには、通園（所）している地域型保育事業と認定こども園等との間で「卒園後の受け皿」連携が締結されていることが条件です。

① 利用申込みにおける注意事項

利用申込み受付期間：令和8年8月24日（月）～令和8年8月28日（金）

※「卒園後の受け皿」連携枠数よりも利用希望申込みが少なかった場合でも、翌年4月における保育を必要とする事由の確認を行う必要があることから、上記利用申込み受付期間中に利用申込書類の提出が必要です。

※郵送でも受け付けています。窓口での受付の際、子どもの同伴は不要です。

※「卒園後の受け皿」連携枠の利用調整は、「卒園後の受け皿」連携枠を活用し優先的に利用調整を受

けることができるもので、連携先施設への利用決定（入園（所）内定）を保証するものではありません。

②希望施設の記載について

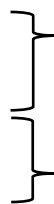
利用申込書類の希望施設を記入する欄には、「卒園後の受け皿」連携の利用調整を希望する施設名を記入してください。複数の施設を希望する場合は希望順位ごとに施設名を記入してください（必ず第1希望から順に施設名を記入してください）。

また、希望施設への事前見学等についても、原則必要です。事前見学の詳細については希望する認定こども園等にご確認ください。

※「卒園後の受け皿」連携の利用調整の結果、内定に至らなかった場合、令和9年4月入園（所）に向けた一斉入園（所）利用申込みの利用調整に引き継がれることになりますので、提出する利用申込書類には「卒園後の受け皿」連携の利用調整を希望する施設名以外の施設についても記入できます。その場合、希望順位の上位には「卒園後の受け皿」連携の利用調整を希望する施設名を記入し、それ以下の順位に記入してください。

（例）

希望施設名	
第1希望	A 認定こども園
第2希望	B 保育所
第3希望	C 認定こども園
第4希望	D 認定こども園



「卒園後の受け皿」連携の連携先施設を記載
→必ず希望順位の上位に記載

「卒園後の受け皿」連携の連携先施設以外も記載は可能
→一斉入園（所）利用調整の対象となった際には、第1
～第4希望までの施設で利用調整を実施

③ 利用調整及び結果の通知について

- ・利用調整は、守口市が作成した利用調整基準表に基づき実施します。
- ・9月下旬頃に、利用調整の結果を保護者宛てに通知します。
- ・「卒園後の受け皿」連携枠の利用調整の結果、入園（所）保留となった場合、令和9年4月入園（所）に向けた一斉入園（所）利用申込み（1次申込み）期間中に、既に提出している利用申込書類に記載している希望施設の変更を受け付けます。

※希望施設の変更を希望する場合は、希望施設等変更申請書（市様式）を記入のうえ、上記受付期間中にご提出ください。

※「卒園後の受け皿」連携枠での入園（所）が内定した場合には、令和9年4月入園（所）に向けた一斉入園（所）利用申込みはできません。「卒園後の受け皿」連携による入園（所）内定を辞退した場合のみ、令和9年4月入園（所）に向けた一斉入園（所）利用申込みを受け付けます。

14) 他市区町村の施設利用希望者及び市外在住者の利用申込み（広域利用）について

区分	利用希望者	希望施設の所在地	内容	利用調整を行う市区町村	内定通知の送付元
1	守口市民	守口市外	守口市外の施設への入園（所）を新たに希望する	希望施設の所在市区町村（通常、当該市区町村在住者を優先的に利用調整されます）	守口市
2			守口市外の施設に通園（所）しており、引き続き通園（所）を希望する		
3	申込日時点で 守口市外在住者	守口市内	令和9年3月31日までに 守口市へ転入することが 決定している	守口市（ <u>守口市民として 利用調整</u> します）	守口市
4			令和9年3月31日までに 守口市へ転入することが 未定（令和9年4月1日 以降転入予定者を含む）	守口市（ただし <u>守口市民 を優先的に利用調整</u> しま す）	在住市区町村

（１）上記区分１の申込方法等について

- ① 利用申込みは、市こども施設課を経由して希望施設の所在市区町村に行うこととなります。なお、利用調整については希望施設の所在市区町村が行います。保護者は、希望施設の所在市区町村に、利用申込期間、申込みに必要な書類、申込み方法や希望施設の利用の可否等について、必ずご自身で確認してください。
- ② 希望施設の所在市区町村の入園（所）申込締切日の14日前までに、市こども施設課に対して入園（所）利用申込みを行ってください。当該市区町村の申込締切日の14日前が守口市の1次申込み期間（令和8年10月19日（月）～10月30日（金））以前である場合で、守口市内の施設も希望される方は、上記利用申込みの際に守口市内の施設も記載していただけます。
- ③ 入園（所）の可否については、市こども施設課から保護者に連絡します（希望施設の所在市区町村が利用調整を行うため、連絡時期は未定です）。守口市内の施設を併願している場合、市こども施設課と他市区町村の利用調整のスケジュールが異なるため、先に守口市内の施設の入園（所）内定となった場合、当該市区町村の利用調整の結果が出る前に、市内の施設と契約しなければならない場合があります。

（２）上記区分２の申込方法等について

- ① 利用申込みは、市こども施設課を経由して希望施設の所在市区町村に行うこととなります。対象の保護者の方には、市こども施設課から入園（所）利用申込書類等を送付しますので、必要事項を記載のうえ、市こども施設課まで提出してください。また、守口市内の施設の併願を希望される方は、上記利用申込みの際に守口市内の希望施設も記載していただけます。なお、利用調整及び入園（所）の可否の判断については、希望施設の所在市区町村が行います。
- ② 提出のあった申請書類等は市こども施設課を経由して希望施設の所在市区町村に提出します。
- ③ 入園（所）の可否については、市こども施設課から保護者に連絡します（希望施設の所在市区町村が利用調整を行うため連絡時期は未定）。守口市内の施設を併願している場合、守口市と他市区町

村の利用調整スケジュールが異なるため、先に守口市内の施設の入園（所）内定となった場合、当該市区町村の利用調整結果が出る前に守口市内の施設と契約しなければならない場合があります。

- （３）上記区分１及び上記区分２の利用申込みにより他市区町村の施設を利用される方への注意事項
他市区町村の施設に入園（所）された場合、毎年度当該施設の継続利用の手続きが必要となります。また、継続利用の申込みを行った場合でも、施設の所在市区町村が利用の可否を判断するため、継続して利用できない可能性があります。（実際に守口市民が次年度以降の継続利用を断られた事例があります。）上記を踏まえ、他市区町村の施設を利用している方については、守口市内施設の申込みも検討していただくようお願いします。

なお、継続利用の申込みについては、市こども施設課から改めてお知らせいたします。

（４）上記区分３の申込方法等について

- ① 守口市の入園（所）利用申込み期間中に、通常の申込書類の提出とあわせて、転入誓約書及び守口市内へ転入した際に居住予定の住居の売買・賃貸契約書（写し）（両親等が居住している住居に同居予定の場合は、同居予定申立書）を添付し、市こども施設課に利用申込みを行ってください。
- ② 必ず令和９年３月３１日までに守口市へ住民登録をし、市こども施設課にて保育給付の支給認定にかかる住所の変更手続きを行ってください。住民登録がなかった場合は、保育給付の支給認定及び入園（所）内定を取り消します。

※なお、上記区分３の申込みについては、一斉入園（所）利用申込み時のみ受付を行います。（随時入園（所）利用調整（令和９年５月１日以降の毎月の入園（所）利用調整）では、利用申込み日時点で守口市に住民登録がある場合のみ、守口市民として利用調整を行います。利用申込み日時点で守口市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村を通じて市こども施設課へ利用申込みしていただく必要があります。）

（５）上記区分４の申込方法等について

- ① 現在お住まいの市区町村に対して利用申込みを行ってください。申込書類は現在お住まいの市区町村の様式を使用してください。希望する守口市内施設については最大第４希望までの記載となります。なお、利用申込み方法や申込みに必要な書類等については、必ず現在お住まいの市区町村に確認し、利用申込みを行ってください。
- ② 利用調整及び入園（所）の可否の判断については、市こども施設課が行います。なお、入園（所）の可否についてはお住まいの市区町村から保護者へ連絡いたします。

また、保育料については、お住まいの市区町村が定めている料金体系が適用されます（守口市民が保育施設等を利用する場合にのみ、守口市が実施する幼児教育・保育の無償化（※P.23 参照）の対象となります）。

※守口市の１次申込み期間は令和８年１０月１９日（月）から１０月３０日（金）までの間ですが、お住まいの市区町村の申込み締切日が上記よりも早い可能性がありますので、必ずご自身でご確認ください。

（６）希望施設の事前見学について

事前に施設見学に行っていない施設は、希望できません。施設により、教育・保育方針や取組み、開園（所）時間、保育時間、保育料以外の実費徴収費用等が異なります。施設の利用を希望する際には、希望される施設を実際に見学するとともに、詳細な情報を確認するようにしてください。なお、施設見学の実施方法は、各施設に直接お問い合わせください。

15) 利用開始後の手続きについて

○保育を必要とする事由等の変更に伴う手続きについて

就労状況や世帯状況等の変更等により教育・保育給付の支給認定内容に変更があった場合には、必ず市こども施設課に変更に伴う手続きを行ってください。提出期限等は以下のとおりです。なお、提出期限を過ぎた書類については、いかなる理由があっても受付を行いませんのでご注意ください。

項目	提出期限	変更の反映日	提出書類	提出先
保育必要量 (短・標準時間) の変更	変更となる月の前 月 20 日まで(土日 祝の場合は翌日)	左記提出期限 の翌月初日	・子どものための教育・保育給付 認定(変更・取消)申請(届出)書 ・就労証明書又は保育必要事由申 告書	市こども 施設課
世帯状況の変更	変更となる月の前 月 20 日まで(土日 祝の場合は翌日)	左記提出期限 の翌月初日	・子どものための教育・保育給付 認定(変更・取消)申請(届出)書	
施設の利用中止 (退園(所))	退園(所)の日が 属する月の 20 日 まで	左記提出期限 の翌月初日	・子どものための教育・保育給付 認定(変更・取消)申請(届出)書	
1 号から 2 号へ の変更	変更を希望する月 の前月 10 日まで (土日祝の場合は翌 日)	表下の※参照	・子どものための教育・保育給付 保育認定申請書兼特定教育・保育 施設等利用申込書 ・児童の問診票 ・就労証明書又は保育必要事由申 告書 ・その他状況に応じて必要な書類	
2 号から 1 号へ の変更	変更となる月の前 月 20 日まで(土日 祝の場合は翌日)	左記提出期限 の翌月初日	・子どものための教育・保育給 付 教育時間認定申請書兼特定教 育・保育施設等利用申込書 ・子どものための教育・保育給付 認定(変更・取消)申請(届出)書	通園して いる施設 又は市こ ども施設 課

※ 1 号認定から 2 号認定への変更については、新規で保育施設等の利用を希望する場合と同様の手続きが必要となります。また、利用調整についても、他の入園(所)利用申込みを行った方と一緒に利用調整を行います。利用調整の結果、入園(所)内定が出た場合のみ 2 号認定への変更が可能です。

○現況届の提出について(2号認定・3号認定のみ)

保育を必要とする事由の確認を行うため、子ども・子育て支援法第 22 条及び子ども・子育て支援法施行規則第 9 条に基づき、年に一度、「子どものための教育・保育給付認定現況届」及び保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要です(例年 7 月頃実施)。利用施設を通じて配布しますので、必ずご提出ください。提出がなかった場合には、保育の必要性の確認が取れないことから、保育給付認定を取り消す場合があります。

16)「幼児教育・保育の無償化」について

守口市では、世帯の所得に関わらず市内に住む全ての0歳から5歳児までの認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業等）の利用者負担額が無料（一部上限あり）です（守口市民の方が他市区町村の施設を利用する場合も無償化の対象です）。

また、令和元年10月から実施された国の幼児教育・保育の無償化によって、認定こども園（幼稚園部分）や幼稚園の預かり保育を利用する場合についても、保育の必要性の認定を受けた場合には利用料が無償となります（上限あり）。

※認定こども園（幼稚園部分）や幼稚園の預かり保育が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を新たに受ける必要があります。

※2号・3号認定を受けているお子さまの延長保育料は無償化の対象外です。

※各施設等で定める延長保育、教材費、通園バス代等の実費負担部分については、保護者の実費負担となります（実費負担の費用等については、施設見学時に必ず確認するようにしてください）。

17) 預かり保育にかかる利用料の無償化について（新2号・新3号認定）

1号認定を受け、預かり保育を利用する子どものうち、保育の必要性の認定（新2号・新3号認定）を受けた世帯については、預かり保育にかかる利用料が無償（上限あり）となります。

○対象者と施設等利用費の上限額について

以下の金額を上限として、保護者が利用した預かり保育にかかる利用料（一旦保護者は施設に利用料を支払う）を施設等利用費として、保護者の請求に基づき、市こども施設課から支給（償還払い）します。

※施設等利用費の上限額見直しが行われる令和8年10月以降の金額を以下に記載しています。

認定区分	対象者	施設等利用費の上限
新2号認定	3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども ※満3歳の誕生日以後、最初の3月31日を経過した子ども	490円×1か月の利用日数 ※最大12,300円まで
新3号認定	満3歳の誕生日以後の最初の3月31日までの間にある 市民税非課税世帯の子ども	490円×1か月の利用日数 ※最大17,700円まで

○新2号・新3号認定の申請に必要な書類

1号の教育認定を受け、保育の必要性があり、新2号・新3号認定の申請を希望する場合は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を市こども施設課まで提出してください。申請に必要な書類は保育の必要事由によって異なります（必要書類については、申請書類を参照）。

※新3号認定を希望する場合、上記のほか市民税非課税世帯であることが確認できる書類が必要です。

※当初認定された区分、事由、又は認定通知の有効期間に関して変更があった場合、市こども施設課に対して変更手続きを行ってください。

○施設等利用費の請求方法について

四半期（3か月）に1回、支給申請（請求）手続きが必要です。請求書は市ホームページや市こども施設課の窓口等で入手できます。詳細については、市ホームページをご確認ください。

施設等利用費の請求について詳しくはこちら➡



○現況届の提出について

保育を必要とする事由の確認を行うため、子ども・子育て支援法第30条の7及び子ども・子育て支援法施行規則第28条の6に基づき、年に一度、「子育てのための施設等利用給付認定現況届」及び保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要です（例年6月頃実施）。市こども施設課から直接配布しますので、必ずご提出ください。提出がなかった場合には、保育の必要性の確認が取れないことから、子育てのための施設等利用給付認定を取り消します。

【参考】「認可外保育施設等」を利用する場合

- ・認可外保育施設等のうち、無償化の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を利用した場合、新2号認定（月額40,300円）・新3号認定（月額45,700円）円を上限に無償となります。
- ・認可外保育施設等とは、認可外保育施設（ベビーシッターを含む）・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）のことをいいます。
- ・無償化の対象となるためには、認定を新たに受ける必要があります。「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を市こども施設課まで提出してください。
- ・請求方法は預かり保育と同様です。詳細は市ホームページをご確認ください。
- ・在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合、認可外保育施設等の利用は、償還払いの対象です。なお、守口市内の預かり保育実施施設は全て実施水準が十分であるため、市内施設在園の方は認可外保育施設等の利用は、償還払いの対象外です。

【参考】「従前の制度のまま継続する幼稚園（私学助成幼稚園）」を利用する場合

- ・月額28,000円を上限に無償となります。無償化の期間は満3歳から小学校就学前までです。
- ・入園料を支払った年度は入園料を月額換算のうえ、月額保育料に加えて計算します。
- ・入園料・保育料に対し、月額28,000円を上限に市こども施設課から給付費として幼稚園に支払います。保護者は月額28,000円を超えた分（差額）を幼稚園に支払うこととなります。
- ・無償化の対象となるためには、認定を新たに受ける必要があります。園から配布される認定申請書に必要事項を記入のうえ、園を経由して市こども施設課に提出してください。

18) 給食費の補助について

守口市では、保護者への負担軽減策の一環として、認定こども園、保育所、幼稚園に通園（所）する満3歳から5歳児までの児童にかかる給食費のうち、本来、保護者が負担すべき副食費（おかず代等）相当額について、守口市が補助を行っています（補助額については、下記表を参照）。

補助の方法については、市こども施設課から通園（所）施設に対して直接補助を行いますので、保護者に別途手続きを行っていただく必要はありません。なお、保護者が負担すべき副食費が補助額を超える場合は、超えた分（差額）を保護者から各施設にお支払いいただくこととなります。また、給食費のうち、主食費（お米代等）については、従来どおり保護者の負担となります。

※児童が属する世帯の年収が360万円未満相当の場合又は当該児童が第3子以降の場合（教育部分若しくは保育所部分の利用によって第3子の数え方が異なります。）については、副食費にかかる保護者の費用負担は免除されます（費用負担免除対象者については、市こども施設課から通知します）。

○認定区分ごとの補助額

認定区分	補助限度額（月額）
1号認定子ども 私学助成幼稚園利用児童	225円×給食実施日数（20日を超える場合には20日）
2号認定子ども	4,500円



19) 医療的ケア児受入支援事業について

守口市では、公立・私立問わず医療的ケアが必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）の受入れができるよう医療的ケアを実施する看護師等の配置や医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う「医療的ケア児受入支援事業」を実施しています。なお、本事業の対象は1～3号認定子どもとなります。

認定こども園等の利用を希望される方で施設での医療的ケアが必要な場合は、まず、市こども施設課（06-6992-1637）及び利用を希望される施設にご相談ください。

また、看護師等が在籍していない施設においても、守口市と市内訪問看護ステーションとの間で看護師等の派遣にかかる協定を締結しているため、看護師等の派遣を活用することにより医療的ケアの実施が可能となる場合もありますので、市こども施設課及び利用を希望される施設にご相談ください。

20) 市立認定こども園（にじいろ認定こども園）の民間移管について

守口市では、令和7年2月に策定しました「守口市こども計画」の中で、教育・保育の今後の確保方策として、定員拡大と利用児へのサービス拡充を図ることとしており、令和9年4月1日に市立にじいろ認定こども園を民間移管します。

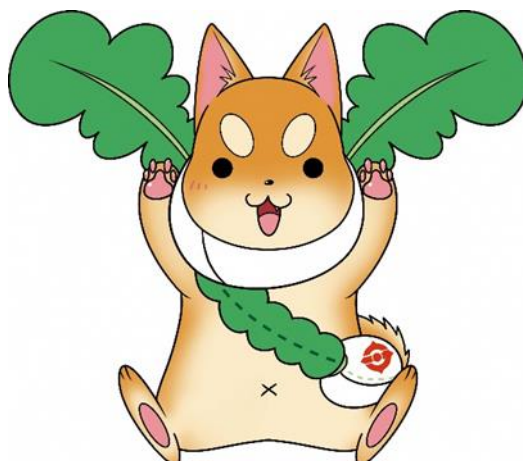
令和7年度に実施しました民間移管事業者の選考の結果、民間移管予定事業者が「社会福祉法人 恵育会」に決定しました。

令和9年4月1日の民間移管に向け、令和8年度は民間移管予定事業者と**引継ぎ保育を実施しています。**

なお、民間移管後の施設形態は、現在のにじいろ認定こども園と同様の「幼保連携型認定こども園」です。

令和9年度から運営主体が民間事業者に変更となりますので、入園申込みにあたっては十分ご注意ください。

今後についても、進展がありましたら、市ホームページ等を通じて随時市民の皆様並びにご利用予定者様へ情報の提供を行ってまいります。



利用調整基準表（守口市保育所等の利用調整に関する要綱から抜粋）

基本点数表

保育必要事由 (保育の必要性)	保護者の状況		点数
就労	就労 (内職以外)	月20日以上かつ週40時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上（月 160 時間以上）働いている場合	120
		月20日以上かつ週30時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上（月 120 時間以上）働いている場合	100
		月16日以上かつ週24時間以上又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上（月 96 時間以上）働いている場合	80
		上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている場合	60
		自営業（自営協力者を含む。）で、就労証明書以外に自身が就労していること（就労先、就労状況等）を客観的に確認できる書類等（開業届出書、営業許可書、給与明細の写し等）の提出がない場合	20
	内職	月120時間以上働いている場合	60
		月64時間以上働いている場合	40
	就労内定 (内職以外)	月20日以上かつ週40時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上（月 160 時間以上）働く予定である場合	110
		月20日以上かつ週30時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上（月 120 時間以上）働く予定である場合	90
		月16日以上かつ週24時間以上又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上（月 96 時間以上）働く予定である場合	70
		上記には該当しないが、月 64 時間以上働く予定である場合	50
		自営業（自営協力者を含む。）で、就労証明書以外に自身が就労していること（就労先、就労状況等）を客観的に確認できる書類等（開業届出書、営業許可書、給与明細の写し等）の提出がない場合	10
	就労 (内職以外であって、 育児休業中で復職する場合)	復職後、月20日以上かつ週40時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上（月 160 時間以上）働く予定である場合	120
		復職後、月20日以上かつ週30時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上（月 120 時間以上）働く予定である場合	100
		復職後、月16日以上かつ週24時間以上又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上（月 96 時間以上）働く予定である場合	80
		上記には該当しないが、復職後、月 64 時間以上働く予定である場合	60
		自営業（自営協力者を含む。）で、就労証明書以外に自身が就労していること（就労先、就労状況等）を客観的に確認できる書類等（開業届出書、営業許可書、給与明細の写し等）の提出がない場合	20
妊娠・出産	出産から概ね 2 か月前後である場合		40
保護者の疾病	概ね 3 か月以上入院している（入院予定を含む。）又は要介護認定 4 以上の判定を受けている場合		120
	要介護認定 3 の判定を受けている場合		80
	要支援認定 1・2、要介護認定 1・2 の判定を受けている又は疾病等により家庭での保育が困難であると診断を受けた場合		40
保護者の障害	身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている場合		120
	身体障害者手帳 3 級・4 級の交付を受けている場合		80
	身体障害者手帳 5 級・6 級の交付を受けている場合		40
	精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている場合		120
	精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている場合		80
	精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている場合		40
	療育手帳（A）の交付を受けている場合		120
	療育手帳（B 1）の交付を受けている場合		80
	療育手帳（B 2）の交付を受けている場合		40
同居親族の常時介護・看護	要介護認定 3 以上の判定を受けている又は小児慢性疾患若しくは障害を抱える同居親族の常時介護・看護により、子どもの保育が常時困難な場合		70
	上記以外の同居親族の常時介護・看護により、子どもの保育が常時困難な場合		30
求職活動	求職活動中（起業準備を含む。）である場合		10
就学	公共職業訓練、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合		60
	公共職業訓練、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合		40
その他	災害の復旧に当たっている場合		保育の必要性に応じて決定
	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある場合		
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である場合		
	里親委託が行われている場合		
	上記以外に市長が認めた場合		

備考

- 1 就労の項における「自営業」とは保護者自らが事業を営む場合をいい、「自営協力者」とは2親等以内の親族が運営する会社等に勤める者をいう。
- 2 保護者の障害の項については、各等級又は各区分の手帳交付を受けており、子どもの保育が常時困難な場合に適用する。
- 3 同居親族の常時介護・看護の項における「障害」とは、身体障害者手帳1級から4級まで、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は療育手帳（A）若しくは（B1）の交付を受けている場合をいう。

加算点数表

項	要件	点数
1	市内認可保育施設で保育士(保育士としてみなされる者を含む。)として月120時間以上働いている、又は月120時間以上働く予定であると認められる者	優先利用
2	ひとり親世帯	120
3	市内認可保育施設で保育士(保育士としてみなされる者を含む。)として月64時間以上120時間未満働いている、又は月64時間以上120時間未満働く予定であると認められる者	40
4	小規模保育事業等の卒園児童	20
5	きょうだいが入所している場合	20
6	きょうだいと同時に申し込む場合	10

備考

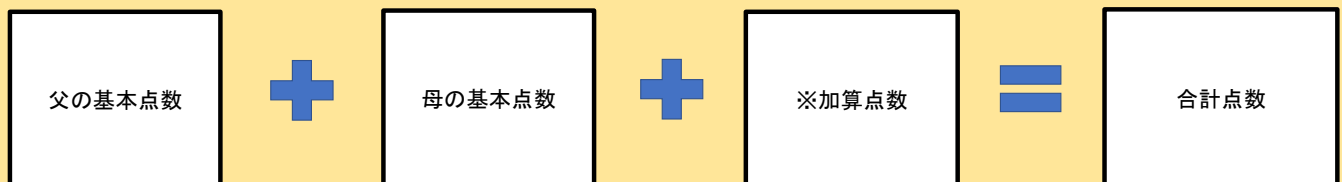
- 1 1の項及び3の項の対象となる者についてはP.15「○保育士等の優先的な利用調整について」を参照。
- 2 4の項については、利用申込児童が3歳児の年度中における利用申込み(利用希望日が当該年度中である場合に限る。)である場合に適用する。ただし、当該児童が当該年度中に2号認定子どもとして認定こども園等へ通園した場合には、それ以降はこの項による加算の適用対象外とする。
- 3 5の項については、先に入所しているきょうだい1号認定子どもである場合には、加算の適用対象外とする。

同点順位表

1	新規申込み児童及び小規模保育事業等の卒園児童
2	ひとり親世帯
3	基本点数表における基本点数の高い者
4	希望する施設の希望順位が高い者
5	利用希望日が属する年度の前年度の4月1日時点で利用申込みをしていたものの利用できていない者
6	抽選

【点数の計算方法】

保護者(原則、父及び母)の状況から基本点数表に基づいて父・母それぞれ点数を付けます。これに加えて加算点数表の内容に該当する場合は、各点数を加点します。



※加算点数表1～6に該当する場合のみ。該当する項が複数ある場合、該当項の点数すべてを加算します。

【計算方法の例】

○父が月160時間以上の就労、母が月120時間以上160時間未満の就労をしており、先に2号認定で兄が認定こども園等に入園している場合

父の基本点数		母の基本点数		加算点数		合計点数
120点	+	100点	+	20点	=	240点

○母が月120時間以上160時間未満の就労をしており、ひとり親に該当する場合

母の基本点数		加算点数		合計点数
100点	+	120点	=	220点